

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テラッセ納屋橋

名古屋市中区栄一丁目 201番 ほか14筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
東陽倉庫株式会社 代表取締役 武藤 正春 名古屋市中村区名駅南二丁目 6番 17号 ほか 1者	東陽倉庫株式会社 代表取締役 黒田 城児 名古屋市中村区名駅南二丁目 6番 17号 ほか 1者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリフォーム 代表取締役 服部 剛之 愛知県稲沢市天池五反田町 1番地 ほか 3者	日本商業施設株式会社 代表取締役 平田 一馬 東京都江戸川区北葛西四丁目14番 1号 ほか 3者

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 6年 6月26日
- (2) 小売業者については、令和 7年 7月 1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、吸収合併のため

5 届出の日

令和 8年 3月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 3月27日から同年 7月27日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 7月27日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課